

官民人材交流センターの制度設計に対する意見

平成 19 年 11 月 20 日

秋池 玲子

- ① センターは発足当初、新規再就職先の開拓に注力する。新しい再就職先候補と成功事例を増やし、あっせん対象となる国家公務員が、キャリアパスについて今以上に幅広く考えることを可能にするためである。
- ② センターの組織の規模は、民間を活用して最小限のものとする一方、徐々に増加することが予想される業務量に応じた適正な人数となるよう毎年見直す。
- ③ センターによる支援機能は全国で必要だが、機動的で柔軟な組織とし、センター設立・運営の意志を職員が共有するためにも、地域で採用される職員も含めて中央の組織からの出張形式で業務に当たる。階層を少なくするために支所長は置かないことを原則とするが、どうしても必要な場合は中央の組織との兼任とする等の工夫をする。
- ④ 「官民人材交流センターの制度設計について（報告）（素案）」に対し下記を提案する。
 - 3 ページ (1) 6 行目以降に「ただし、国家公務員の優遇と国民から見られない運用ルールを設ける必要がある。」を追加する。
 - 4 ページ 2 (3) 5 行目「例えば、」を除く。
 - 同 8 行目「なお、・・・」以下を除く。
 - 7 ページ 3 (2) ④は、より多くの民間人に公務の経験の機会を与え、官民交流を促進するという目的に合致しないので省く。
 - 8 ページ 4 (1) 7 行目「副センター長は民間から登用する。」を追加する。
 - 9 ページ 5 (3) 随意契約の競争性・透明性を高めるという適正化推進の趣旨に鑑み、随意契約先はあっせん対象としない。また、上記①に照らして非営利法人は発足当初期には扱わない。

以 上